

# 肥育牛生産者の皆様へ

法制化した牛マルキンに加入して、  
経営の安定を図りましょう！



内容が充実した牛マルキンは、  
T P P 協定等発効後の経営継続への重要なツールの一つです。



# 牛マルキンが 法制化します！



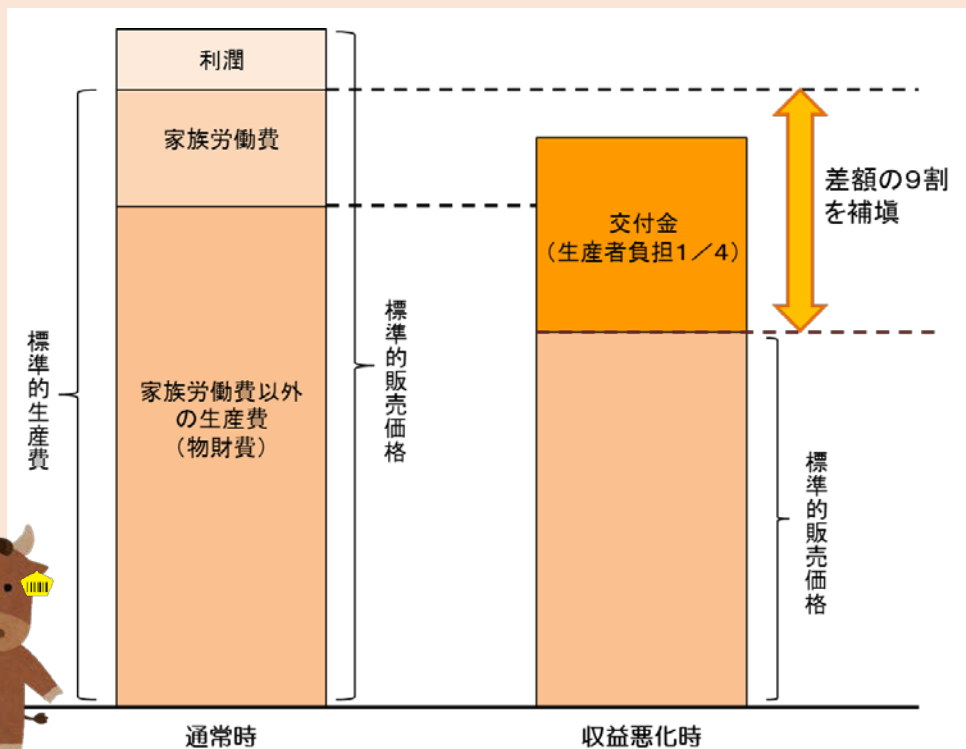
## 牛マルキンと法制化について

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）とは…

TPP11の発効日（平成30年12月30日）をもって、牛マルキンは新たな法律制度である「肉用牛肥育経営安定交付金制度」として、「畜産経営の安定に関する法律」に基づき実施されます。

新たな国際環境のもと、恒久的な畜産経営のセーフティネットとしてスタートします。

負担金を納付すれば、必ず補填が受けられます！



生産者の方は負担金を納付すれば、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額分の9割が交付されます。

※生産者負担金は、交付金の原資（1/4相当）に利用されます。

## 牛マルキンのポイント

法律に基づいた制度

負担割合は、生産者：機構  
= 1：3が基本

補填率は9割

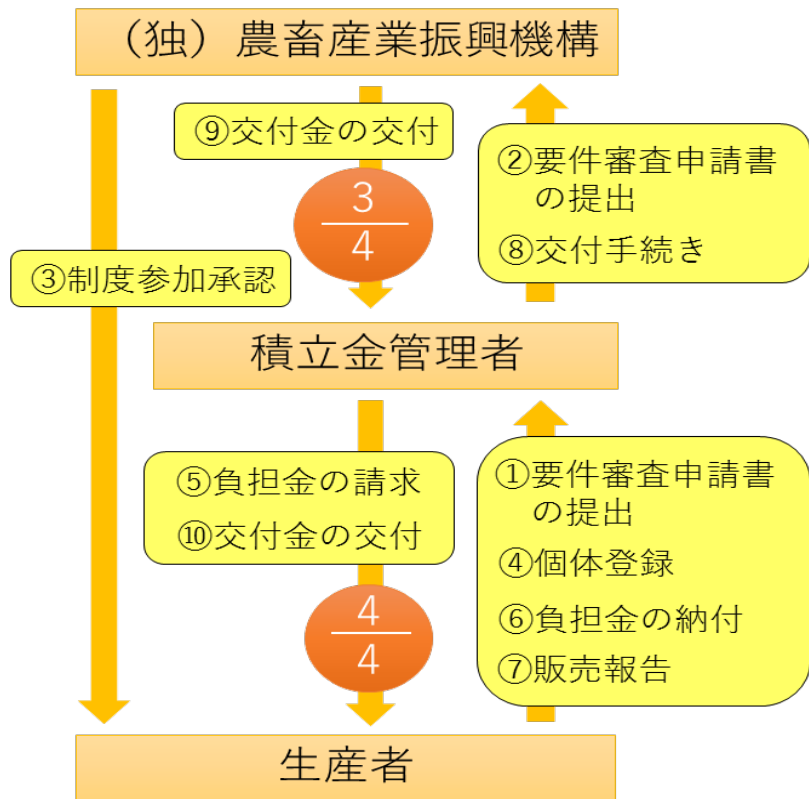
3年に1度の  
負担金の返還※

※納付した負担金に残額がある場合のみ実施

# 新たな牛マルキンの仕組み

積立金管理者が交付金を・・・

代理受領する場合



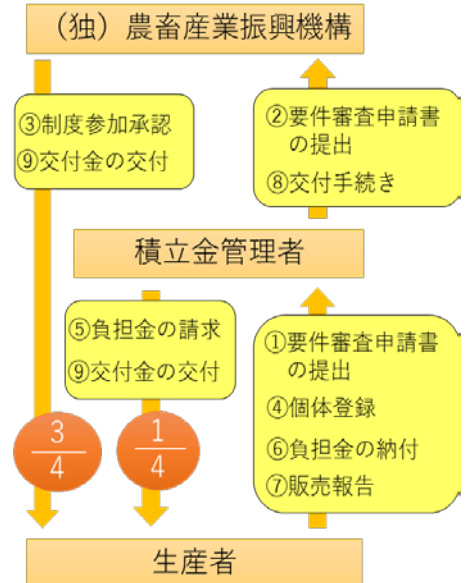
★積立金管理者って誰？

国が指定した生産者負担金を管理する団体です。

《主な業務》

- ・生産者負担金の管理
- ・交付金の交付 など

代理受領しない場合



- ・負担金を積立金管理者に納付する場合、別途、積立金管理者と契約を締結する必要があります。
- ・交付金は、原則 (独) 農畜産業振興機構 (3/4) と積立金管理者 (1/4) から交付されます。
- ・代理受領の場合、交付金は積立金管理者から全額交付されます。その場合、積立金管理者に委任する必要があります。

## ●お願い●

この制度は、生産者間の助け合いにより成り立っています。大勢の生産者の方々の参加及び多数の肉用牛の登録により、健全な制度運営が図られ、皆さんの長期的な経営安定に繋がります。

是非とも、本制度への積極的な参加と全頭登録をお願いいたします。

みんなで  
全頭加入  
しよう！



# お問い合わせ先一覧

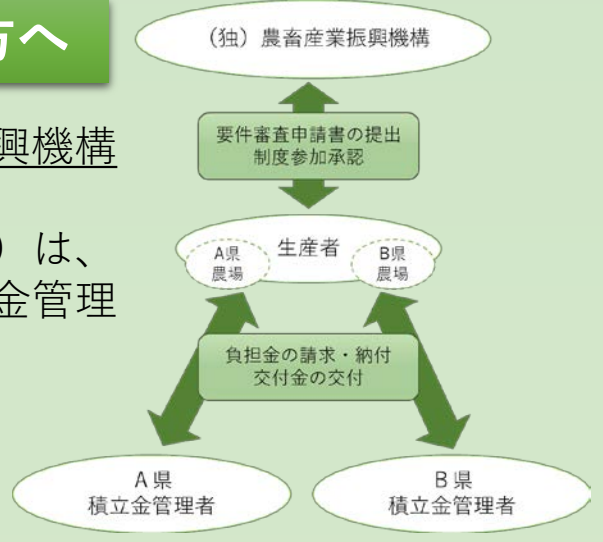
牛マルキンに関するご相談は、飼養地のある都道府県の積立金管理者へ！

団体名	連絡先	団体名	連絡先
(一社) 北海道酪農畜産協会	011-209-8556	(一社) 滋賀県畜産振興協会	0748-33-4345
(一社) 青森県畜産協会	017-723-2775	(公社) 京都府畜産振興協会	075-681-4280
(一社) 岩手県畜産協会	019-694-1300	(一社) 大阪府畜産会	06-6941-1351
(一社) 宮城県畜産協会	022-298-8475	(公社) 兵庫県畜産協会	078-381-9357
(公社) 秋田県農業公社	018-893-6213	(一社) 奈良県畜産会	0742-23-4004
(公社) 山形県畜産協会	023-634-8108	(公社) 畜産協会わかやま	073-426-8133
(公社) 福島県畜産振興協会	024-573-0514	(公社) 鳥取県畜産推進機構	0857-21-2756
(公社) 茨城県畜産協会	029-232-2277	(公社) 島根県畜産振興協会	0852-21-4421
(公社) 栃木県畜産協会	028-664-3631	(一社) 岡山県畜産協会	086-222-8575
(公社) 群馬県畜産協会	027-220-2371	(一社) 広島県畜産協会	082-244-4768
(一社) 埼玉県畜産会	048-536-5281	(公社) 山口県畜産振興協会	083-973-2725
(公社) 千葉県畜産協会	043-242-6333	(公社) 徳島県畜産協会	088-634-2687
(公財) 東京都農林水産振興財団	042-528-1357	(公社) 香川県畜産協会	087-825-0284
(一社) 神奈川県畜産会	045-761-4191	(公社) 愛媛県畜産協会	089-948-5885
(公社) 山梨県畜産協会	055-222-4004	(一社) 高知県肉用子牛価格安定基金協会	088-892-4830
(一社) 長野県畜産会	026-228-8809	(公社) 福岡県畜産協会	092-641-8723
(公社) 静岡県畜産協会	054-274-0220	(公社) 佐賀県畜産協会	0952-24-7121
(公社) 新潟県畜産協会	025-234-6781	(一社) 長崎県畜産協会	095-843-8825
(公社) 富山県畜産振興協会	076-451-2480	(公社) 熊本県畜産協会	096-369-7887
(公社) 石川県畜産協会	076-287-3635	(公社) 大分県畜産協会	097-545-6594
(一社) 福井県畜産協会	0776-27-8228	(公社) 宮崎県畜産協会	0985-41-9305
(一社) 岐阜県畜産協会	058-278-2420	(公社) 鹿児島県畜産協会	099-258-5662
(公社) 愛知県畜産協会	052-951-7477	(公財) 沖縄県畜産振興公社	098-855-1129
(一社) 三重県畜産協会	059-213-7513		

## 複数県に飼養地がある生産者の方へ

- 要件審査申請書は、(独) 農畜産業振興機構へ提出してください。
- 負担金の納付（実際のお金のやりとり）は、飼養地のある地域（都道府県）の積立金管理者ごとに行ってください。

「牛マルキン」  
で検索！



<お問い合わせ先>  
独立行政法人農畜産業振興機構

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル 畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課あて  
TEL: 03-3583-8562 FAX: 03-3589-8729 URL: <https://www.alic.go.jp/>

**alic**  
独立行政法人 農畜産業振興機構